

令和5年度 公有財産貸付け第1回一般競争入札

県有地貸付(一般競争入札)案内書

令和5年7月
宮城県

- ▶ 宮城県では、次の県有財産を一般競争入札により貸付けいたします。
- ▶ 申込みをされる方は、この「案内書」をよくお読みになった上でお申し込みください。
- ▶ 一般競争入札による県有財産の貸付けとは、申込期間内に申込された方に、入札日に入札をしていただき、県があらかじめ決定している予定価格（下記物件一覧表参照）以上で最も高い価格を付けた方に、自動車の平面駐車場用地として貸付けする方法です。

【申込期間】 令和5年7月14日（金）から令和5年8月10日（木）まで

【入札日】 令和5年8月28日（月）
令和5年8月29日（火）

【貸付物件】

物件番号	物件所在地（地番）	面積 （実測）	登記 地目	予定価格 （最低貸付価格）	備 考
No. 1	仙台市青葉区国分町三丁目9番7及び9番8	246.32 m ²	宅地	年額 8,910,000円	市街化区域 （商業地域） （詳細はP25～P27）
No. 2	仙台市青葉区二日町15番4及び15番5	907.40 m ²	宅地	年額 28,242,000円	市街化区域 （商業地域） （詳細はP28～P30）

【貸付期間】 令和5年10月1日から令和8年3月31日まで

県有財産貸付けの流れ

1 入札物件資料縦覧 令和5年7月14日から令和5年8月10日まで
(詳細は2ページ)

2 現 地 確 認 ※ 申込みをされる方は、あらかじめ入札物件の下見
(現地確認) をしてください。

3 申 込 み 令和5年7月14日から令和5年8月10日まで
(詳細は2～4ページ)

4 質 問 受 付 令和5年7月14日から令和5年8月21日まで
(詳細は4ページ)

5 現 場 説 明 令和5年8月18日 (詳細は4～5ページ)

6 入 札 令和5年8月28日及び令和5年8月29日
(詳細は5～7ページ)

(1) 入 札

(2) 開 札

7 契 約 (詳細は7～8ページ)

賃貸借契約の締結 ※ 落札日の翌日から起算して7日以内に締結します。
※ 契約書に貼る収入印紙は、落札された方の御負担となります。

8 貸付料の納入 (詳細は8ページ)

1 入札物件資料縦覧

入札物件の実測図、付近の状況などの資料を次のとおり準備しておりますので、御自由に御覧ください。(案内書に掲載したものの原本となります。)

1 日 時 令和5年7月14日(金)から令和5年8月10日(木)までの
午前9時から午後5時まで

※ 土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。

2 場 所 宮城県総務部管財課財産利用推進班(宮城県行政庁舎2階)
仙台市青葉区本町三丁目8-1 TEL 022-211-2353

2 現 地 確 認

入札の申込みをされる方は、あらかじめ入札物件の下見(現地確認)をしてください。

3 申 込 み

入札に参加を希望する場合は、あらかじめ県への申込みが必要となります。
申込みの受付の日時及び場所、申込みの方法等については、次のとおりです。

1 日 時 令和5年7月14日(金)から令和5年8月10日(木)までの
午前9時から午後5時まで

※ 土曜日、日曜日及び休日を除く。

2 場 所 宮城県総務部管財課財産利用推進班(宮城県行政庁舎2階)
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 TEL 022-211-2353

3 申込方法

別添の「県有地の貸付けに係る一般競争入札申込書」及び「誓約書」に必要事項を漏れなく記入及び押印し、申込みに必要な書類を添付の上、申込期間内に宮城県総務部管財課財産利用推進班まで提出してください(郵送の場合は、簡易書留の利用をお勧めします。申込期間内消印有効です。)

4 申込みに必要な書類

- (1) 県有地の貸付けに係る一般競争入札申込書
- (2) 誓約書（役員等名簿の添付が必要とされる法人の場合は、役員等名簿も添付）
- (3) 現在事項全部証明書
- (4) 印鑑登録証明書
- (5) 定款又は寄附行為の写し
- (6) 駐車場利用計画書
(様式は任意としますが、駐車場の整備計画図を必ず記載又は添付願います。)
- (7) 宮城県の納税証明書（未納がないことを証明したもの）
- (8) 消費税及び地方消費税の納税証明書（未納がないことを証明したもの）

※複数の物件に申し込む場合、(1) 及び (6) をそれぞれの物件について作成してください。(2) から (5)、(7) 及び (8) については、申込み物件数に関わらず、各 1 部を御提出願います。

5 申込資格

入札の申込資格は、現に駐車場業を営んでいる法人で、次に掲げる事項に該当しない者となります。

入札に参加する資格の有無を確認し、申込み受付終了後、その結果を文書で通知します。

【入札に参加申込みできない法人】

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 県との契約において、次のいずれかに該当する事実があった後、3年を経過しない者
 - イ 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ロ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ハ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ニ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ヘ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - ト イからへまでのいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他使用人として使用した者

- (3) 次のいずれかに該当する者
- イ 暴力団排除条例（平成 22 年宮城県条例第 67 号）第 2 条に規定する暴力団若しくは暴力団員等に該当する者又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者
 - ロ 自ら又は第三者を利用して暴力的な要求行為等の不適当な行為をする者
- (4) 宮城県から競争入札参加資格を停止されている者
- (5) 県税を完納していない者
- (6) 消費税及び地方消費税を完納していない者

4 質 問 受 付

入札又は入札物件について質問がある場合は、下記により提出してください。

【受付期間】 令和 5 年 7 月 1 4 日（金）から令和 5 年 8 月 2 1 日（月）まで
ただし、最終日は午後 5 時までの受付とします。

【提出方法】 様式（1 4 ページ）に質問を簡潔に記載の上、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

【提出先】 宮城県総務部管財課財産利用推進班

F A X 022-211-2298

電子メール zaisan@pref.miyagi.lg.jp

【回答掲載】 令和 5 年 8 月 2 7 日（日）までの間、管財課ホームページ（下記 URL）内の「一般競争入札による県有地の貸付けについて」に、質問者名を伏せた形で質問及び回答を順次掲載します。

U R L <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kanzai/>

（注意）応募状況に関するお問合せには一切応じられません。

5 現 場 説 明

入札物件の現地（所在地）において、入札物件の概要を説明いたしますので、入札申込者は必ず参加してください。申込者を対象に入札物件の現場説明を行います。説明事項等に対する承諾書を入札受付時に提出していただきます。

※ 現場説明当日は、この案内書をお持ちください。

※ 入札申込者の御都合が悪い場合は、代理人が参加してください。

※ 現地周辺に駐車することで交通の妨げとなるおそれがあります。お越しの際には、できる限り、公共交通機関等を御利用ください。

物件番号	現場説明場所（物件所在地）	現場説明日時
No.1	仙台市青葉区国分町三丁目 9番7及び9番8	令和5年8月18日（金） 午前10時
No.2	仙台市青葉区二日町 15番4及び15番5	令和5年8月18日（金） 午前11時30分

※ 現場説明について、天候上の理由等で上記日程での開催ができない場合は、別途調整して実施いたします。

6 入 札

入札に参加をされる方は、入札開始時刻の15分前までに入札保証金の納付手続きを済ませてください。遅れますと入札に参加できませんので、御注意ください。

1 日時及び会場

	物件所在地	入札保証金 受付日時	入札保証金 受付会場	入札日時	入札会場
No.1	仙台市青葉区国分町三丁目9番7及び9番8	令和5年8月28日（月） 午後3時45分～ 午後4時15分	宮城県行政庁舎 （仙台市青葉区本町 3-8-1） 12階 1204会議室	令和5年8月28日（月） 午後4時30分	宮城県行政庁舎 （仙台市青葉区本町 3-8-1） 10階 1002会議室
No.2	仙台市青葉区二日町15番4及び15番5	令和5年8月29日（火） 午後3時45分～ 午後4時15分		令和5年8月29日（火） 午後4時30分	

2 入札の際に持参していただく書類等

(1) 入 札 書

※ 本書に添付しておりますので、必要事項を記入しておいてください。

(2) 承 諾 書

※ 現地説明のときに配布しますので、必要事項を記入しておいてください。

(3) 入札保証金

(4) 委 任 状

※ 代理人として入札に出席される場合は、委任状の提出が必要です。

(5) 印 鑑 （入札申込者の印鑑：印鑑登録証明書の印鑑）

（代理人の印鑑：委任状に押印した印鑑と同一のもの）

(6) 入札案内書 （この冊子です。）

(7) 筆 記 用 具 （万年筆又はボールペン）

※ いわゆる「消せるボールペン」は使用しないでください。

入札保証金と契約保証金について

1 入札保証金について

- (1) 入札参加者には、前のページに記載してある入札当日の入札保証金受付時間内に、入札保証金を納付していただきます。
- (2) 入札保証金は、各自の見積もる入札金額（年額）の100分の5以上（円未満切り上げ）の額となります。
- (3) 入札保証金は、現金又は持参人払いの小切手（金融機関が振り出し、又は支払を保証したもの）で納付してください。
小切手は、次のもの以外は受け付けることができませんので御注意下さい。
 - ・裏面に住所・氏名を記入の上、押印されたもの（県財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）第39条第3項）。
 - ・仙台手形交換所の参加地域内の仙台手形交換所参加金融機関を支払地とするもの（詳細は、各金融機関に御確認ください。）。
- (4) 落札者の入札保証金は、契約締結時の契約保証金の一部に充当することができます。
落札者以外の入札保証金は、入札終了後、納付場所で返却いたします。

2 契約保証金について

落札された方には、落札決定の日の翌日から起算して7日以内に貸付料年額の『100分の10以上』の金額を県が発行する「契約保証金の納入通知書」により納付していただきます。（「契約保証金の納入通知書」は、落札後に「契約保証金納付書」と「入札保証金の契約保証金充当申出書」（※入札保証金を契約保証金に充当する場合）を提出していただいた後に発行します。）
なお、契約解除になった場合は、契約保証金は返却いたしません。

入札者の注意事項

- 1 入札は、現地並びにこの案内書及び各注意事項をよく御覧になってから行ってください。
- 2 代理人により入札するときは、入札前に必ず『委任状』を提出してください。
（法人代表者以外の方が入札する場合は委任状が必要になります。また、代理人により入札するときは、代理人が入札者になりますので、入札書記入の際は御注意ください。）
- 3 見積もった入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付してください。
- 4 落札者が落札決定の日の翌日から起算して7日以内に賃貸借契約を締結しないときは、その落札は無効となりますので御注意願います。
- 5 入札書は、万年筆又はボールペンで住所、法人の名称及び代表者名等を記入の上押印し、金額は、アラビア数字『0、1、2、3・・・』を用い、数字の先頭に『¥』を記入してください。記入の際は、いわゆる「消せるボールペン」は使用しないでください。

- 6 入札額は、1年当たりの貸付料（年額）を記入してください。
- 7 提出された入札書は、どのような理由があっても書き替え、又は撤回することはできません。
- 8 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効となります。
 - (1) 入札の参加資格を有しない者が行った入札
 - (2) 公正な入札を妨げるなど入札に際し不正行為のあった入札
 - (3) 同一物件の各入札について、二以上の意思表示をした入札
 - (4) 入札書の入札金額及び法人の名称及び代表者名を確認しにくいもの、押印のないもの、鉛筆書きのものその他主要な事項が確認できない入札
 - (5) 入札書の金額の表示を訂正した入札
 - (6) 担当職員の指示に従わなかった者が行った入札
- 9 開札は、入札書の提出後入札場所において入札者立会いの上、直ちに行います。
- 10 落札者は、県の設定した予定価格以上の価格をもって決定します。ただし、同価格の入札により、落札が2人以上となった場合は、直ちに『くじ』によって落札者を決定します。
- 11 落札者が決定した場合は、落札者及び落札金額を入札者全員にお知らせします。
- 12 入札者は、入札後、現地、この案内書、この注意事項等の不明等を理由に宮城県に異議を申し立てることはできません。
- 13 入札に参加した場合、入札申込者名及び入札金額は情報公開の対象となりますので、入札参加者の意思に関わりなく後日公表される場合があります。
- 14 この注意事項に定めのない事項は、全て地方自治法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）の規定に基づき処理されます。

7 契 約

落札者には、宮城県と「賃貸借契約書」により、県有地の賃貸借契約を締結していただきますが、主な契約の条件及び注意事項等は、次のとおりです。

- 1 賃貸借契約は、落札した日の翌日から起算して7日以内に締結していただきます。
- 2 契約締結時に契約金額（年額）の100分の10以上の契約保証金を納めていただきます。ただし、過去2年間に国・地方公共団体等と駐車場の運営又は用地借受けに関する契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき、又は、このほかに確実に契約が履行されるもので契約執行者が適当と認めるときは、免除とします。
- 3 賃貸借契約書に貼る「収入印紙」は、落札者（契約者）の負担となります。
- 4 使用目的は「自動車平面駐車場」に限定します。
- 5 貸付け期間は、令和5年10月1日から令和8年3月31日までとします。

- 6 「自動車平面駐車場」のために必要な付属施設の設置及び撤去のために、工事着工時に「着工届」を、また、工事完了時に「完了届」を提出してください。
- 7 貸付け期間終了時には更地に原状回復して返還していただくこととなりますが、その詳細については、宮城県と契約者が協議して決めるものとします。
- 8 有益費等の請求権については放棄していただきます。

8 貸付料の納入

貸付料は、会計年度毎に県が発行する納入通知書により指定期日までに一括して納入していただきます。貸付料を指定期日までに支払わなかった場合は、遅延日数に応じて当該金額の年2.5%の割合で計算した違約金を支払っていただきます。

書式・記入例

誓 約 書

私は、宮城県が実施する県有地の貸付けに係る一般競争入札の申込みに当たり、次の事項を誓約します。

- 1 現在、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当しません。
- 2 過去3年間、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号までの規定に該当したことはありません。
- 3 入札申込者の役員は、下記のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しません。
また、貴職において必要と判断した場合に、入札申込者の役員の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- (1) 暴力団（暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - (2) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどする者
 - (3) 暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与する者
 - (4) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれと取引し、又は不当に利用するなどする者
 - (5) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - (6) 次に掲げる行為をする者（第三者を利用してする場合を含む。）
イ 暴力的な要求
ロ 法的な責任を超えた不当な要求
ハ 契約の履行又は使用許可物件の使用に際しての脅迫的な言動又は暴力
ニ 偽計又は威力を用いての県職員等の業務の妨害
ホ イからニまでに掲げる行為に準ずる行為
- 4 宮城県から競争入札参加資格を停止されている者に該当しません。
 - 5 駐車場業の実績があり、その管理・運営には支障ありません。
 - 6 入札に対し、入札物件、主な賃貸借契約条件、入札説明等全て承知の上参加しますので、後日これらの事柄について、宮城県に対し一切の異議、苦情を申し立てません。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

備考 この誓約書において、役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

申 込 者 名称・代表者名	株式会社みやぎパーキング 代表取締役 宮城 太郎  ※ 印鑑登録証明書の印を押印してください。
------------------	---

以下の入札申込者欄の該当する□に✓を付け、それぞれ必要書類を提出してください。
個人の方は、下記に性別及び生年月日（和暦）も併せてご記入願います。

入札申込者	必要書類	
	誓約書	役員等名簿
<input type="checkbox"/> 個人 [性別：] [生年月日： 年 月 日] <input type="checkbox"/> 公益社団・財団法人又は主務官庁の認可により設立された法人 （学校法人、医療法人、社会福祉法人等） <input type="checkbox"/> 上場企業 <input type="checkbox"/> 県が株主である法人	○	
<input type="checkbox"/> 上場企業の子会社※	○	○
<input type="checkbox"/> 上記以外	○	○

※ 入札申込者が親会社の有価証券報告書に記載のある子会社（関連会社は除く）である場合は、親会社の直近の有価証券報告書（入札申込者が明記されているもの）を提出することにより、役員等名簿の代わりとすることができます。

※ 国、地方公共団体、公共団体（(地方)独立行政法人、公共組合、公社、公団、公庫、特殊法人）、宮城県地方職員共済組合、宮城県警察職員共済組合及び宮城県職員組合については、当誓約書及び役員等名簿の提出は不要です。

役員等名簿

年 月 日

団体名

役 職	ふりがな 氏 名	性別	住 所 ※役員等の実際の居住地を記入	生年月日 ※和暦で記入

(注1) 氏名には、ふりがなを付けて下さい。

(注2) 役員等の住所は、実際の居住地を記入してください。

(注3) 生年月日は和暦で記入してください。

提出先 宮城県総務部管財課
 E-mail zaisan@pref.miyagi.lg.jp 又は FAX 022-211-2298
 提出期限 令和5年7月14日(金) から
 令和5年8月21日(月) 午後5時まで

県有地貸付け一般競争入札に関する質問書

事業者名 _____
 担当部門 _____ 担当者名 _____
 E-mail アドレス _____
 TEL _____ FAX _____

No.	該当頁	項目	質問内容

※「該当頁」欄には、質問に該当する案内書のページを記載してください。

※質問の内容の他、質問の意図・背景についても記載してください。

※行が足りない場合は、行を追加の上、使用してください。

《 記入例 》

委任状

代理人住所 仙台市青葉区本町三丁目8-1 ※代理人が社員の場合は会社住所

氏名 宮城 花子  ※代理人の印は認印で構いません。

私は、上記の者を代理人と定め、下記の県有地の貸付けに係る一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

記

物件番号	No.○
所在地	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

令和○○年○○月○○日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

入札申込者住所	東京 (都)・道・府・県 市・郡 千代田 (区)・町・村
	平河町二丁目6-3
入札申込者 名称・代表者名	株式会社みやぎパーキング 代表取締役 宮城 太郎 

※ 印鑑登録証明書の印を押印してください。

貸借契約書 様式

賃貸借契約書

貸付人宮城県（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）とは、土地の賃貸借について、次の条項により契約を締結する。

（貸付物件）

第1条 貸付物件は、次のとおりとする。

所在地	区分	数量 (㎡)	摘要
計			

（別添図面朱線内部分）

（使用目的）

第2条 乙は、貸付物件を自動車平面駐車場（以下「本件駐車場」という。）として使用しなければならない。

（貸付期間）

第3条 貸付期間は、令和5年10月1日から令和8年3月31日までとする。

（貸付料）

第4条 貸付料は、年額金 円とする。ただし、令和5年度の貸付料は、金 円とする。

（貸付料の支払）

第5条 乙は、前条に定める貸付料を甲の発行する納入通知書により、別紙の指定期日までに甲に支払わなければならない。

（契約保証金）

第6条 乙は、この契約締結と同時に契約保証金として金 円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、第8条の貸付料の改定により、契約保証金の額が不相当となったものと認めるときは、乙にその差額を納付させることができる。

3 第1項の契約保証金は、第17条に定める違約金の予定額の全部又はその一部と解釈しないものとする。

4 第1項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

5 甲は、乙に対し、貸付期間の満了、第18条の規定による本契約の解除又は第19条の規定による本契約の終了により乙が本件土地を明け渡し、甲がその明渡しを確認した後、速やかに契約保証金を還付する。ただし、甲は、乙が甲に対して本契約上の債務不履行による損害賠償債務を負っている場合は、契約保証金から当該債務額を差し引き、また、乙がその責めに帰する理由によって本契約を解除され、かつ、第7条又は第17条に定める違約金を支払わなければならない場合は、契約保証金を当該違約金の全部又は一部に充当することができるものとし、乙は、これに対して異議を申し立てることができない。

（注）契約保証金を免除する場合は次の条項とする。

第6条 契約保証金は、免除とする。

（履行遅滞に係る違約金）

第7条 甲は、乙が前条に定める期日までに貸付料を支払わないときは、当該貸付料の年2.5%（財務規則第122条第1項に規定する率）に相当する違約金を徴収するものとする。ただし、当該金額が100円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとする。

（貸付料の改定）

第8条 甲は、貸付物件の価額が著しく上昇したとき、甲が貸付物件につき特別の費用を負担することとなったとき又はその他正当な理由があると認めるときは、貸付料の増額を請求することができる。

（管理・運営責任）

第9条 本契約締結後、貸付物件の明渡しまで、本件駐車場の管理・運営に関する一切の責任は、乙が負うものとする。

- 2 甲は、本件駐車場の管理・運営に関し近隣等から苦情があった場合は、乙に対して適切な処置を求めることができる。
- 3 乙は、甲から前項の処置を求められた場合は、迅速かつ誠実に対応する義務を負う。
(契約不適合責任)
- 第10条 この契約締結後において、貸付物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合でも、乙は、甲に対し、貸付物件の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完の請求、貸付料の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。
- 2 乙は、貸付物件がその責めに帰することができない理由により滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損した部分につき甲の承認した割合に応じて貸付料の減免を請求することができる。
(貸付物件の引渡し)
- 第11条 甲は、第3条に定める貸付期間の初日に貸付物件をその所在する場所において乙に引き渡すものとする。
(権利譲渡等の禁止)
- 第12条 乙は、甲の承認を得ないで貸付物件の使用権を第三者に譲渡し、当該物件を転貸し、又は当該物件の使用目的を変更してはならない。
(使用上の制限)
- 第13条 乙は、貸付物件の区域を明確にするとともに、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。
- 2 乙は、貸付物件の現状を変更しようとするときは、事前に詳細な理由及び具体的な計画を付した書面をもって甲の承認を受けなければならない。
(修繕義務等)
- 第14条 甲は、貸付物件の修繕義務を負担しないものとし、当該物件について維持保存その他の行為をするため支出する経費は、全て乙の負担とする。
- 2 乙は、設置した工作物を貸付け、使用及び収益を目的とする権利を設定し、譲渡し、又は抵当権及び質権を設定してはならない。
(滅失又は毀損等)
- 第15条 乙は、貸付物件の全部又は一部を滅失又は毀損した場合には、直ちに甲にその状況を通知しなければならない。
- 2 乙は、前項の滅失又は毀損がその責めに帰する理由によるものであるときは、自己の負担において原状に回復しなければならない。
(実地調査等)
- 第16条 甲は、貸付料債権の保全その他の必要があると認めるときは、乙に対し、その業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合、乙はその調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。
(特別違約金)
- 第17条 乙は、第12条若しくは前条に定める義務に違反したとき又は第18条第2項各号に該当したときは、違約金として違反した年次の貸付料年額に相当する金額の範囲内で甲の定める金額を支払わなければならない。ただし、その違反するに至った理由が乙の責めに帰することができないものであると甲が認めるときは、この限りではない。
- 2 前項に規定する違約金は、第21条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。
(契約の解除)
- 第18条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
(1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
(2) 甲又は国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。
- 2 乙が次のいずれかに該当した場合には、甲は、催告を行うことなく、本契約を解除することができる。この場合乙の使用人が乙の業務として行った行為は、乙の行為とみなす。
(1) 暴力団(暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
(2) 乙の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店及び営業所の代表者、その他

の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と取引したり、又は不当に利用するなどしていると認められるとき。

(6) 次に掲げる行為をする者と認められるとき(第三者を利用してする場合を含む。)

イ 暴力的な要求行為

ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ハ 契約履行に際しての脅迫的な言動又は暴力

ニ 偽計又は威力を用いての県職員等の業務の妨害

ホ イから二までに掲げる行為に準じる行為

(7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団等関係者に自己の名義を利用させ、この契約を締結したとき。

(8) 乙の役員等が、自ら又は第三者をして本物件を暴力団又は暴力団等関係者の事務所その他の活動の拠点に供したとき。

(9) 乙の役員等が、本物件に暴力団又は暴力団等関係者を居住させ、又は反復継続して暴力団又は暴力団等関係者を出入りさせたとき。

3 前項の規定により契約が解除された場合においては、解除により乙に損害があっても、甲はその賠償の責を負わないものとする。

4 乙は、第1項第1号又は第2項の規定により契約を解除された場合においては、第5条の規定により納めた貸付料の返還を求めることができない。

5 第1項第2号の規定により契約が解除された場合においては、甲は、乙が第5条の規定により納めた貸付料から、契約を終了した日の属する月の翌月から貸付期間終了日までの貸付料に相当する分を返却するものとする。

(契約期間内の契約終了等)

第19条 乙は、本契約期間内であっても、6か月前に書面で通知することによって、本契約の解約を申し入れることができる。

2 天災事変その他不可抗力により本件駐車場としての使用を継続することが困難と判断される場合は、甲乙協議により、本契約を合意により終了させることができる。

3 乙が第1項の規定により本契約の解約を申し入れ、甲がこれを了承したとき、又は、第2項の規定により契約を終了した場合は、甲は、乙が第5条の規定により納めた貸付料のうち、契約を終了した日の属する月の翌月から貸付期間終了日までの貸付料に相当する分を返却するものとする。

(貸付物件の返還)

第20条 貸付期間が満了したとき又は甲が前条第1項若しくは第2項の規定によりこの契約を解除したときは、乙は、貸付物件を甲の指定する期日までに原状回復の上、甲に返還しなければならない。

2 乙が前項に定める義務に違反したときは、甲は、乙が設置した工作物の撤去及び処分並びに原状回復のための処置を行い、その費用を乙に請求することができる。

3 前項の場合において、甲は、乙の返還義務不履行による損害の賠償として、契約が終了又は満了した日から甲が原状回復した日までの期間の賃料に相当する額を乙に請求することができる。

4 貸付物件の返還に際しては、乙は、いかなる名目であっても、甲に対してその補償を請求することはできない。ただし、第18条第1項第2号の規定によりこの契約を解除された場合において、乙が設置した工作物に対する適正な対価での補償は、この限りでない。

(損害賠償)

第21条 乙は、その責めに帰する理由により貸付物件の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による当該物件の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、第15条第2項の規定により当該物件を原状に回復した場合はこの限りでない。

2 前項に掲げる場合のほか、乙はこの契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その

損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

3 乙は、貸付物件の賃貸借により、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第22条 乙は、貸付期間が満了したとき又は第18条の規定によりこの契約を解除された場合において、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要経費及びその他の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

(工事)

第23条 乙は、貸付物件を申請の目的に従った用途に使用するため、土地の掘削等を行う場合は、埋戻等の復旧を十分に行うものとし、工事完了後は甲の検査を受けなければならない。

2 甲は、前項の検査の結果復旧が完全でないと認めたときは、工事のやり直し等必要な指示をするものとし、乙はその指示に従わなければならない。

3 乙は、前2項の工事施行に際しては、通行等の安全を確保するため十分な措置を講じなければならない。

(契約の費用)

第24条 この契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(裁判管轄)

第25条 この契約に関する訴えの管轄は、甲の本庁舎所在地を管轄区域とする仙台地方裁判所とする。

(その他)

第26条 この契約に関し、疑義を生じたとき又は定めのない事項については、その都度甲乙協議して決めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲（貸付人） 宮城県知事 村 井 嘉 浩

乙（借受人）（住所）

（氏名）

押

別紙

年 度	期 間	貸付料 (円)	納入期限
令和5年度	令和5年10月1日から 令和6年3月31日まで		令和5年 月 日
令和6年度	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで		令和6年4月30日
令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで		令和7年4月30日
計			

県有地の貸付けに係る一般競争入札

物 件 調 書

No. 1 仙台市青葉区国分町三丁目 9 番 7 及び 9 番 8

No. 2 仙台市青葉区二日町 1 5 番 4 及び 1 5 番 5

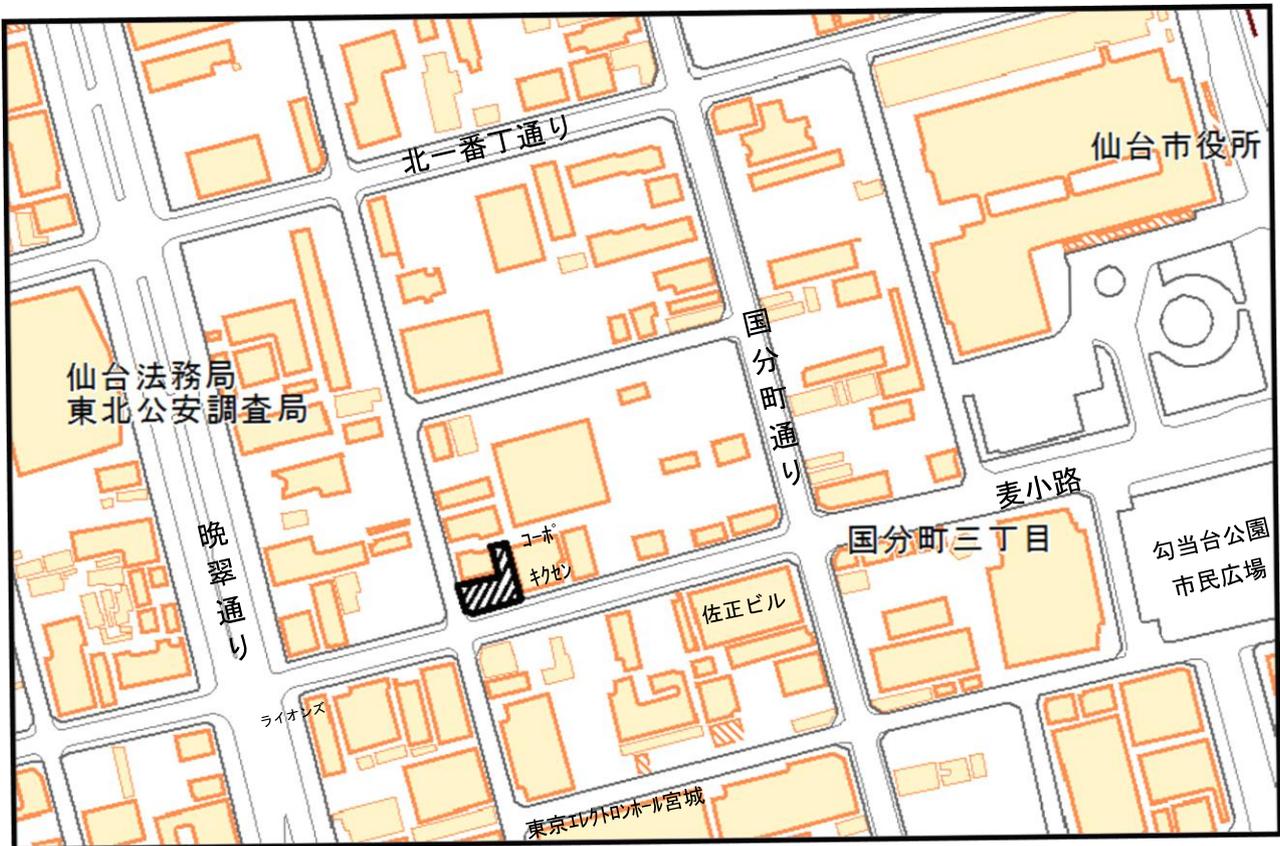
物 件 調 査 書

物件番号	No.1
------	------

基本事項	所在地	仙台市青葉区国分町三丁目9番7及び9番8（地番）
	地目	宅地
	面積	246.32㎡
	都市計画	都市計画区域内（市街化区域）
	用途地域	商業地域

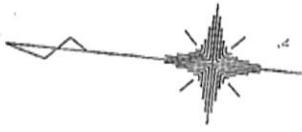
敷地状況	現在の状況	平面駐車場用地として貸付中 （契約期間：令和5年9月30日まで）
	地形・地勢	不整形（カギ形）。概ね平坦。道路面から乗り入れ可能。
	道路の状況	南側幅員約11m、西側幅員約6mの舗装道路（市道）に接面 西側道路は北進一方通行。

位 置 図

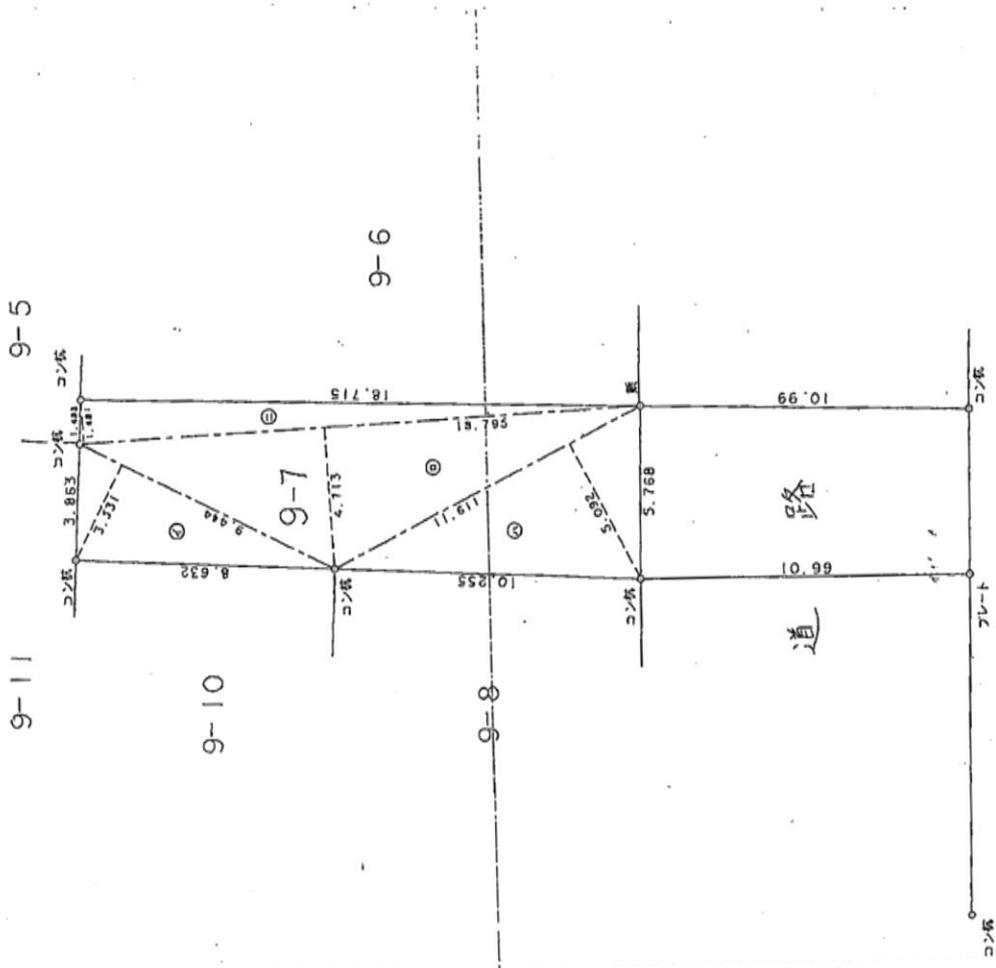


国土地理院（電子国土 web）を基に作成＜<https://maps.gsi.go.jp/index.html>＞

磁北



S=1:200



三斜求積表

掘番 NO.	9-7		
	底辺	高さ	積面積
イ	9.444	3.531	33.346764
ロ	18.795	4.713	88.580835
ハ	11.611	5.092	59.123212
ニ	18.795	1.481	27.835395
		積面積	208.886206
		積面積	104.4431030
		積面積	104.44 m

登記年月日：平成4年12月16日

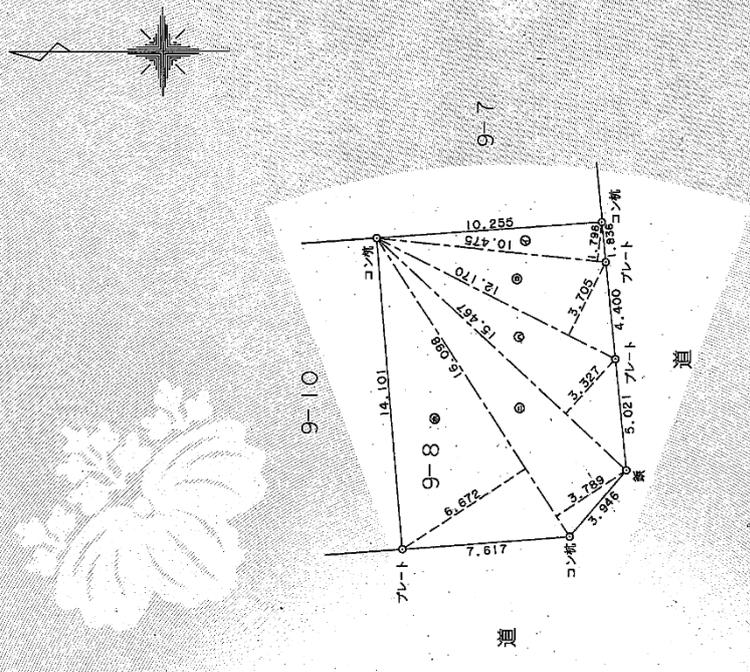
021528

地積測量図

地番	9-8
土地の所在	仙台市青葉区国分町三丁目

三斜求積表

地番	9-8	辺	高さ	積	面積
NO.	1	10.475	1.796	18.813100	
	□	12.170	3.705	45.089850	
	△	15.467	3.327	51.458709	
	△	16.098	3.769	60.995322	
	△	16.098	6.672	107.405856	
			積	283.762837	
			面積	141.8814165	
			地積	141.88	m ²



コン機...コンクリート機

地積測量図写し
国分町三丁目9-8

(注意) 図面はいずれも縮小コピーしておりますので、縮尺は実際のものとは一致しません。

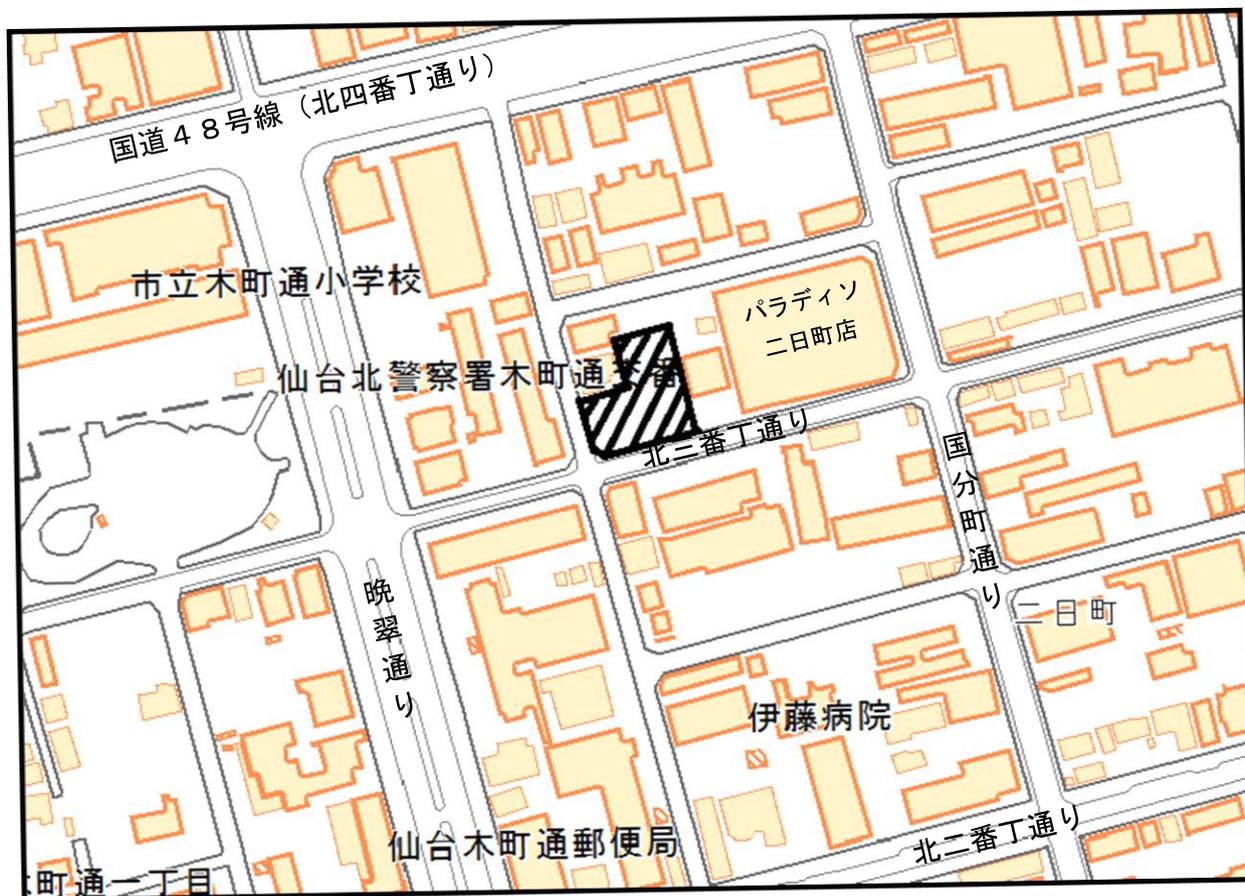
物 件 調 査 書

物件番号	No. 2
------	-------

基本事項	所在地	仙台市青葉区二日町15番4及び15番5（地番）
	地目	宅地
	面積	907.40㎡
	都市計画	都市計画区域内（市街化区域）
	用途地域	商業地域

敷地状況	現在の状況	平面駐車場用地として貸付中 （契約期間：令和5年9月30日まで）
	地形・地勢	不整形（カギ形）。概ね平坦。道路面から乗り入れ可能。
	道路の状況	南側幅員約8m，西側幅員約6mの舗装道路（市道）に接面 南側道路は西進一方通行。西側道路は北進一方通行。

位 置 図



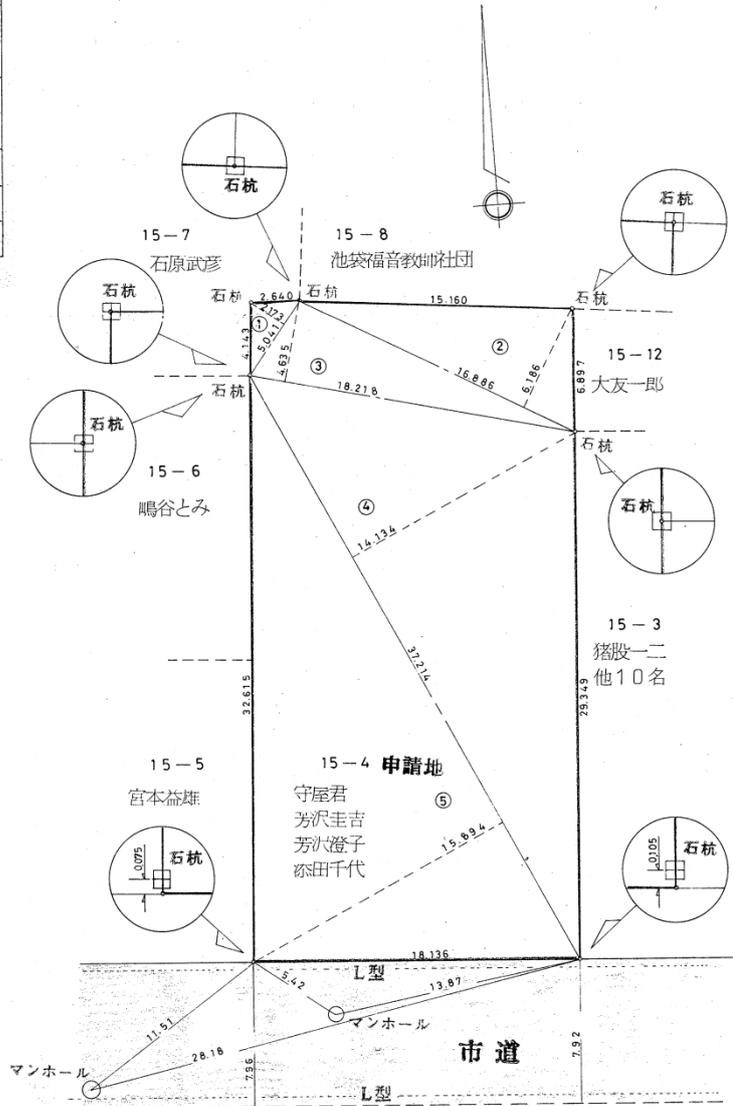
国土地理院（電子国土 web）を基に作成<<https://maps.gsi.go.jp/index.htm>

求積計算表

符号	底辺	高さ	面積
①	5.041	2.173	10.954093
②	16.886	6.186	104.456796
③	18.218	4.635	84.440430
④	37.214	14.134	525.982675
⑤	37.214	15.894	591.479315
計			1317.31331
1/2 m ²			658.656655

実測図

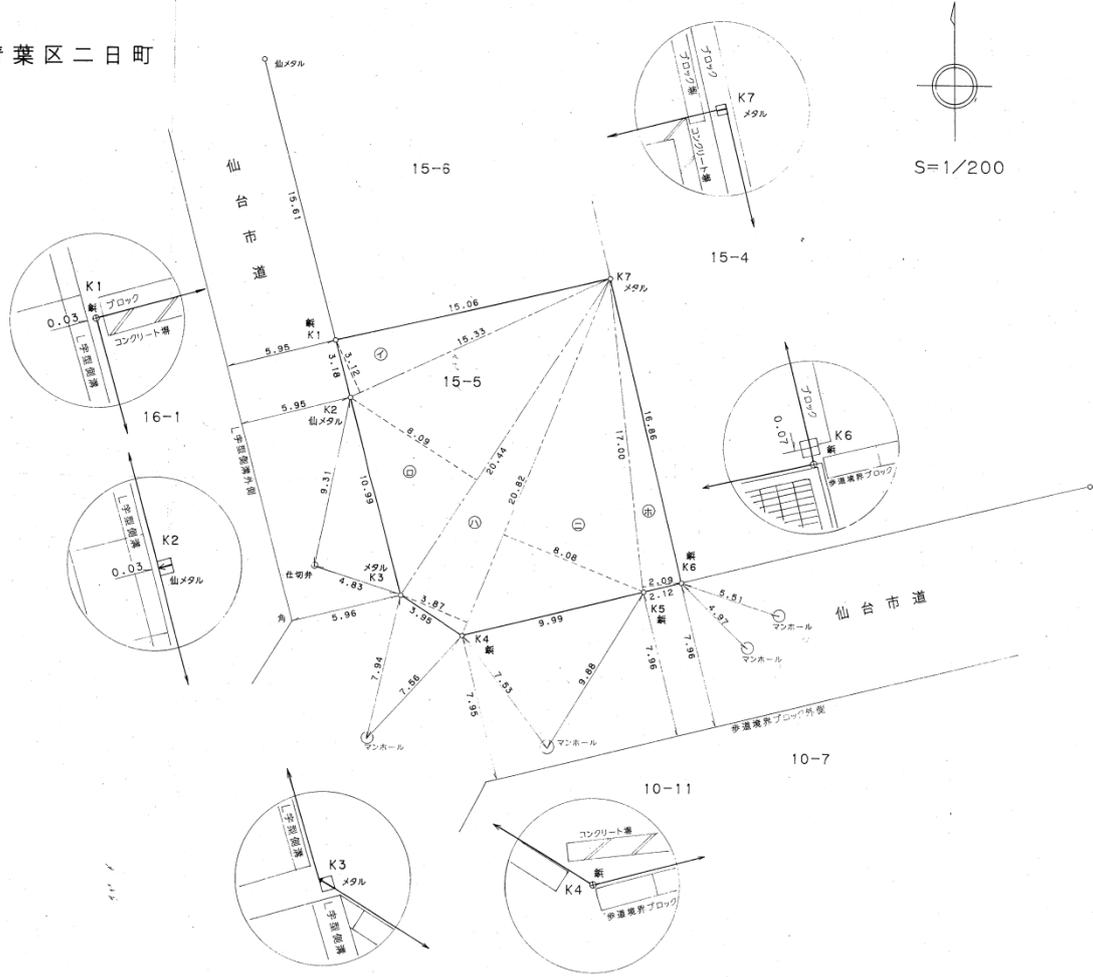
S = 1:250



土地の所在	仙台市二日町15番4
測量方法	トラバース測量
使用器具	セオドライト一式 スチールテープ 他
測量年月日	昭和57年11月29日
測量者	仙台市本町一丁目1番11-505号 藤調王 土地家屋調査士 藤 勲 勤 査 地 家 屋 調 査 士 印 後 属

境界確定図

仙台市青葉区二日町



三斜求積表

地番	15-5		
配号	底辺	高さ	積
イ	15.33	3.12	47.8296
ロ	20.44	8.09	165.3596
ハ	20.82	3.87	80.5734
ニ	20.82	8.08	168.2256
ホ	17.00	2.09	35.5300
		四面積	497.5182
		面積	248.7591
		地積	248.75 m ²
		坪	75.24

土地の所在地番	仙台市青葉区二日町15番5
測量方法	光波測距儀によるトラバース測量
立会年月日	平成2年12月3日 ~ 12月22日
測量年月日	平成2年12月22日 ~ 12月25日
作成年月日	平成2年12月25日 ~ 12月30日
作成者の住所・氏名	仙台市青葉区国分町三丁目10番 土地家屋調査士 斎藤 良 TEL 022-223-096

(注意) 図面はいずれも縮小コピーしておりますので、縮尺は実際のものとは一致しません。

入札に関する物件の詳細・申込手續に関するお問い合わせはこちらへ

宮城県総務部管財課(財産利用推進班)
(県庁行政庁舎2階)

電話 022-211-2353

FAX 022-211-2298

ホームページ

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kanzai/>